Jxiv プレプリントサーバ投稿原稿（言語学分野）

CC BY

# 漢字廃止に対する GHQ 最高司令官マッカーサーの公式声明

横山詔一 [a]　　賀茂道子 [b]

[a] 国立国語研究所

[b] 名古屋大学

責任著者：横山詔一（yokoyama@ninjal.ac.jp）

**要旨**

1945 年から 1952 年にかけての連合国軍占領期、日本の言語政策（国語施策）は大きな転換点を迎えた。なかでも、1946 年 3 月に第 1 次米国教育使節団がマッカーサーに提出した『米国教育使節団報告書』第 2 章「国語の改革」には、漢字廃止とローマ字化の勧告など、当時としては画期的な方針が記されていた。こうした経緯の中で、「GHQ およびマッカーサーが漢字廃止とローマ字化を推進しようとした」とする言説が広く流布し、一部の日本語学関係者によっても支持されてきた。本研究は、こうした通説が十分な根拠を欠くものであることを、文献資料や先行研究に基づいて明らかにする。具体的には、マッカーサーが言語政策に関してどのような公式見解を示していたのかを明らかにするため、当時の声明を記した文献資料（米国国務省文書）の画像を提示する。これは、占領期の政策意図を史料的根拠に基づいて再検討するうえで、重要な手がかりとなるだろう[*]。

**キーワード：**GHQ、マッカーサー、米国教育使節団報告書、国語改革、漢字廃止、日本語ローマ字化

## 1.　はじめに

1945 年から 1952 年まで、日本は連合国軍の占領下に置かれ、言語政策（国語施策）も大きな転換期を迎えた。1946 年 3 月末に第 1 次米国教育使節団（以下、使節団）がダグラス・マッカーサーに提出した『米国教育使節団報告書』（“Report of the United States Education Mission to Japan: Submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers, Tokyo, March 30, 1946.”以下、報告書）

[*]本稿は、国立国語研究所の共同利用型共同研究（A）「言語の社会調査の発展に関する歴史的・付帯的資料に基づく多角的研究」（研究代表者：前田忠彦）の研究成果である。2026 年 3 月 30 日に開催された共同研究発表会「漢字廃止に対する GHQ 最高司令官マッカーサーの公式声明をどう読むか」における横山詔一および賀茂道子による発表とそれに対する質疑応答の内容も踏まえている。本稿の執筆においては以下の諸氏から御助言と御支援を賜った。相澤正夫氏（国立国語研究所名誉教授）、前田忠彦氏（統計数理研究所准教授）、久野雅樹氏（電気通信大学教授）、高田智和氏（国立国語研究所教授）。

・本稿はプレプリントとして Jxiv に公開されたものである（https://doi.org/10.51094/jxiv.1423）。

・本稿投稿時点の身分：横山詔一は名誉教授、賀茂道子は非常勤講師

の第 2 章「国語の改革」には、漢字廃止とローマ字化の勧告など、当時としては画期的な方針が盛り込まれていた。

報告書が提出された後、1946 年 11 月の当用漢字制定や人名漢字制限を契機として国語改革が進められ、主権回復後も常用漢字表の制定や多文化共生関連政策が実施された。言語制度の整備はその後も継続的に進展している。

こうした経緯のなかで「GHQ のマッカーサーが漢字廃止とローマ字化を推進しようとした」という言説が世間一般に広く信じられている。この言説は、一部の日本語学関係者によっても支持されてきた。たとえば、金田一春彦（1988：1-4）は、岩波新書『日本語 新版（下）』の 1 ページ目で「筆者は直接関係したので印象は鮮やかであるが、終戦直後、占領軍が日本を支配した時に、アメリカの文部省・日本支部ともいうべき CIE（民間情報教育局）では、日本語の表記法の難しさに驚き、日本人の幸せのため、日本人に漢字や仮名を捨てさせ、ローマ字を使わせようとした」と証言している。

本研究は、このような言説や証言が歴史的事実と必ずしも一致しないことを、日本語学、教育学、世論調査研究、政治学などの先行研究の知見に加えて、オープンアクセスの客観的史料にもとづいて検証する。同時に、これまでの日本の社会状況に照らせば、金田一春彦（1988：1-4）のような認識が生まれるのは一般的かつ自然であることも示す。

すでに、『日本語学大辞典』（日本語学会編、2018：397）では、GHQ は漢字廃止とローマ字化の推進に積極的ではなかった旨の説明がなされている（「国語問題」の項目の〈民主化と国語改革〉に関する記述、執筆者は大石初太郎と元日本語学会会長の野村雅昭）。この辞典的記述は、学界全体で共有されている知見をまとめたものといえる。

茅島篤（2006：350-352、2009：6-7）は、GHQ が教育使節団報告書を全面的に支持・賞賛したとする見解は正確ではなく、GHQ 自身から明確な国語改革の「司令」が出された事実もないと論じた。さらに、教育使節団報告書の公表時に同時に発表されたマッカーサーによる声明（以下「マッカーサー声明」）に注目し、その中で「国語改革に関する勧告の中にはあまりにも遠大なものもあり、長期の研究と今後の計画の指針としてのみ役立ちうるに過ぎないものもある」と述べられた点を指摘している。そして、教育使節団が言語政策の最終責任を日本政府に委ねた事実を明らかにした。

佐藤寧（2014：31-36）も、茅島篤の指摘と同様に「マッカーサー声明」を取り上げるが、その意味づけに独自の視点を加えている。すなわち、同声明が事実上、国字ローマ字化施策を否定するものであったと位置づけるとともに、1946 年 5 月末に GHQ の「言語改革班」が「言語簡易化班」へと改編され、漢字廃止論が政策的選択肢から除外されたと述べている。

賀茂道子（2024：159-164）は、こうした議論をさらに整理し、GHQ は教育使節団の急進的な提案、すなわち「漢字廃止とローマ字化推進」に対しては、むしろ慎重かつ消極的な立場をとっていたことを明らかにしている。

以上の先行研究は、GHQ が漢字廃止やローマ字化を積極的に推進したという通念に再考を迫るものであるが、教育使節団報告書と同時に発表された「マッカーサー声明」に関し、英文原文そ

のものを明示的に提示して検討した研究はこれまで十分ではなかった。そこで本研究は、米国国務省（United States Department of State）刊行の報告書原典を底本として声明の全文を史料学的に確認したうえで、その言説的・象徴的機能および受容過程に注目し、占領期言語政策の理解を再検討することを目的とする。史料提示は、そのための方法的基盤を提供するものである。

## 2. 占領統治の制度構造と声明の位置づけ

最初に、占領統治の構造及び、「マッカーサー声明」について簡単に触れておきたい。日本占領は、名目上は連合国によって実施された。このことは、占領統治の中枢機関が「連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers）」と呼ばれていたことからも明らかである。では、その連合国軍は、どのような組織体制のもとで日本占領政策を進めていったのだろうか。

連合国軍の最高政策決定機関は、ワシントンに設置された「極東委員会」であり、当初は米国、イギリス、中国、ソヴィエト連邦、オーストラリア、オランダ、フランス、インド、カナダ、ニュージーランド、フィリピンの 11 か国がメンバーであった。のちにビルマとパキスタンが加わり、計 13 か国が委員国となった。その下部組織として、東京に「対日理事会」が設置され、米国、イギリス、中国、ソヴィエト連邦の 4 か国によって構成された。

しかし、実際には憲法改正を除いて、米国の優位性が制度上確立されており、米国単独の占領政策が事実上黙認されていた。つまり、極東委員会および対日理事会から占領政策に対し異論は出ても、制度的にはそれを覆すことができなかったのである。このため日本占領は、形式上は連合国統治でありながら、実態としては米国主導の占領であったと理解されている。

米国による占領政策推進過程において最も重要度が高いのは、「SCAPIN（Supreme Commander for the Allied Powers Instruction Note、連合国軍最高司令官指令番号）」と呼ばれる覚書および指令である。例えば、「人権指令」と呼ばれる「政治的、市民的、宗教的自由に対する制限の撤廃に関する指令（SCAPIN-93）」や「神道指令」と呼ばれる「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件（SCAPIN-448）」などが代表的である。これらは命令であり、日本政府としては従わねばならない法的な根拠を持つものでもあった。

しかしながら、占領改革の大半はこうした命令によって強制的に実施されたのではなく、連合国軍総司令部が勧告や示唆によって方向性を提示し、日本側が自主的に改革を行うという形で進められた。形式上は説得として位置づけられるものであったが、実際には日本側がこれに異議を唱えることは事実上困難であり、その効果は指令に近い拘束力を有していた。

勧告の一部は、米国から派遣された使節団がマッカーサーに報告書を提出する形式で示された。代表例としては、本研究で扱う教育使節団のほか、1949 年に税制改革を提言したカール・シャウプを団長とする使節団、さらに同年に来日し財政・金融・経済安定化策を提示したジョセフ・ドッジ顧問団などが挙げられる。これらの勧告の拘束力には差異があったものの、占領期の政策形成に対して少なからぬ影響を及ぼしたと評価できる。

こうした勧告型統治の推進に一役買ったのが、「マッカーサー声明」である。例えば、天皇による、いわゆる「人間宣言」の表明時には「歓迎する」、また憲法改正草案の発表時には「満足している」と、事実上の支持が表明された。天皇の上位に位置づけられていた絶対的権力者から発せられる声明は、日本政府によって自主的に行われたとの建前を持つ改革を、スムーズに日本国民に受容させるという点において、大きな効力を発揮した。

「マッカーサー声明」は、改革を受容させる以外にも、節目節目に出されることがあった。1946年9月2日、「占領一周年を前に」（9月3日報道）とする声明が出されたことからもわかるように、時には「マッカーサー声明」は、国民とのコミュニケーションの役割を果たしていた。

一方、声明は、国民に対する警告として機能したこともあった。1946年5月20日には、深刻化する食糧不足を背景として皇居前（当時の宮城前）に多数の市民が集結した食糧要求デモに対し、マッカーサーがいわゆる「暴民デモ許サズ」声明を発したことはよく知られている。声明発表後、当該集会が比較的短期間のうちに収束したことは、「マッカーサー声明」の占領期における政治的影響力を示す事例としてしばしば言及される。

つまり「マッカーサー声明」は、なんら法的拘束力を持つものではなかったが、実質的には、GHQによる急進改革を正統化し、それを国民に受容させると同時に、占領統治を支えるうえで、指令に匹敵する影響力を有していたのである。

以上を踏まえると、占領初期の占領管理体制が未整備であった段階では、連合国軍総司令部による SCAPIN（指令）を通じて強制的に改革が実施され、その後は勧告や示唆を通じて日本政府の自主的実施という形式をとりながら、ときには「マッカーサー声明」によってそれを正統化することで、円滑に改革が実施されたといえる。

本研究で取り上げる国語改革も、こうした勧告型統治の一例である。国語改革を含む現代日本の教育改革の基本的な骨格（男女共学、六三三制、教育委員会、PTAなど）は、第二次世界大戦後、連合国軍による占領政策の一環として整備された。その多くは、マッカーサーの招聘により来日した使節団の報告書を重要な参照枠として導入・制度化され、現在に至るまで日本社会に根付いている。

### 3. 教育使節団報告書と言語政策

教育使節団の人事にマッカーサーが深く関与していたことは、土持ゲーリー法一（1989：165）や大桃伸一（2005：21-22）などの先行研究によって明らかにされている。以下、その経緯を簡潔に述べる。

当初、GHQ 民間情報教育局（Civil Information and Educational Section：以下、CIE）は、使節団の団長候補としてハーバード大学総長のコナント（Conant）を想定していた。ところが、この人選案は、連合国軍最高司令官マッカーサーと副参謀長マーシャルによって却下された。その理由は、候補者が特定の大学に偏っており地理的な代表性を欠いていたこと、ならびに政治的に不適切と判断されたことである。そこで、CIE は、団長候補者名簿の再検討を行い、マッカーサーほかの承認を得て、人選を米国陸軍省に要請した。関係部署間の調整により、日本占領下の教育問

題の所管が国務省にあることが確認され、最終的に国務省がニューヨーク州教育長官（後のイリノイ大学総長）ストッダード（Stoddard）を団長候補者として決定した。ストッダードは米国からパリ大学に留学した経験がある心理学者（専門は知能研究）で、当初の CIE による候補者名簿には含まれていなかったが、マッカーサーはこの人選を承認した。このように、使節団の人事において、マッカーサー自身が団長の選定にまで積極的に関与していた事実は、マッカーサーの教育改革に関する強い意気込みおよび主導権が垣間見えて興味深い。

使節団は日本での調査を終えた後の 1946 年 3 月末にマッカーサーに報告書を提出した。報告書には、戦後 80 年の言語政策の歴史のなかで最大級の論点とされるべき勧告が示されていた。その核心は、第 2 章「国語の改革」に明記された「漢字を廃止し、ローマ字化を推進することが望ましい」という趣旨の記述である。

ここで注目すべきは、報告書の第 2 章に関しては他との相違点が見られる点である。各章に設けられている小見出し（節に相当するもの）の数を一覧に示す（英文原文も同様である）と、第 1 章＝10、第 2 章＝0、第 3 章＝11、第 4 章＝20、第 5 章＝3、第 6 章＝13 となり、第 2 章「国語の改革」だけが小見出しゼロである。また、同章の分量も相対的に少ない。こうした構成上の特徴は、当該章の提言が具体的施策や実施計画として十分に制度として練られた段階にあったというよりは、方向性の提示にとどまっていた可能性を示唆するものと考えられる。

しかしながら、当時の政治的・社会的な状況をふまえると、使節団による勧告は、基本的にすべて実現すべきものと日本側は自発的に受けとめており、それに明確に反対する勢力は存在しなかった。実際、「国語の改革」を除く、ほぼすべての勧告は、後に実現している。しかし、「漢字を廃止し、ローマ字に全面的に移行する」という国語改革の中心的な勧告だけは、実現されなかった。もし仮に、報告書の勧告が完全に実現し、日本語から漢字がなくなってローマ字だけが使われるようになっていたとすれば、日本語の歴史は大きく変わっていたはずである。

では、なぜ漢字は戦後も存続し続けたのか。この問いをめぐっては、先述のように教育学、世論調査研究、政治学など多様な分野で研究が進められ、新たな知見が蓄積されつつある。以下、本研究ではこれら先行研究の知見を参照しつつ、なぜ GHQ がローマ字化を推し進めようとしたとの言説が浸透したのかについて、「マッカーサー声明」との関連から検討を加えたい。

## 4. 教育使節団報告書に関するマッカーサーの公式声明

現在、報告書の日本語版でもっとも入手が容易なのは『アメリカ教育使節団報告書』（村井実全訳解説 1979、講談社学術文庫 253）である。その訳者の村井実（1979 : 151）は、次のように述べている。「総司令部は（中略）四月七日、最高司令官の声明を付してこの報告書を公表した。（中略）この声明中には、『教育原理ならびに国語改革に関する勧告の中には、余りにも遠大であって、長期間の研究と今後の計画に関する指針として役立ちうるに過ぎないものもあろう』という一節があり、総司令部としては、この報告書に対して部分的に批判的な態度を保留した（注 : 「保った」の意）一面もあったようである」。これと同じ指摘は、先述の茅島篤（2006、2009）や佐藤寧（2014）の研究にも見られる。

しかしながら、これらの先行研究はいずれも、「マッカーサー声明」の英文原文を明示していない。そこで本研究は、米国国務省が米国政府印刷局から刊行した以下の報告書を底本とし、オープンアクセス資料を用いて「マッカーサー声明」の英文原文を直接確認した。

Department of State, Publication 2579, Far Eastern series 11(1946) "*Report of the United States Education Mission to Japan: Submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers, Tokyo, March 30, 1946.*" United States Government Printing Office, Washington.

図 1 に報告書の先頭に掲載されたマッカーサーの声明（Statement by General MacArthur : 1946 年 4 月 6 日付）の全文画像を示す。

## STATEMENT BY GENERAL MacARTHUR

In releasing a Summary of the Report of the United States Education Mission to Japan for publication in the United States as of 6 April 1946, General MacArthur made the following statement:

"The report and recommendations submitted to me by the United States Education Mission to Japan cover the whole scope of the education methods and principles very thoroughly and their analysis and representation of views reveal the high character and intelligence of the Committee members.

"It is a document of ideals high in the democratic tradition. In origin, these ideals are universal. Likewise universal are the ends envisaged by the mission. In devising possible means to achieve them, full cognizance has been taken of the views of the Japanese themselves regarding the problems of better schools, better teachers and better tools of learning. Few of these proposals, therefore, will appear entirely novel or surprising to thinking Japanese and other peoples. The report will be most helpful to the Civil Information and Education section of my headquarters in their further efforts to assist the Japanese government in modernizing the Japanese educational system. The report may well be studied by all educators regardless of individual aspects. Some of the recommendations regarding education principles and language reform are so far reaching that they can only serve as a guide for long range study and future planning.

"The eventual reforms in education as worked out by the Japanese people will provide them with a system of learning that furnishes a thorough ground in the basic knowledge essential to their becoming a member of the family of nations dedicated to the promotion of world peace and respect for the fundamental human rights. The eventual form the education organization shall take will be that as adopted by the Japanese people in their endeavor to establish a peacefully inclined and responsible government in accordance with the Potsdam Proclamation.

"I must express to the members of the Education Mission my sincere appreciation for the time they so generously gave and the contribution they have made toward a better educated world. They have earned the thanks of the entire Allied Nations for their unstinting contribution to the cause of educational uplift."

[iii]

図 1　『教育使節団報告書』「マッカーサー声明」英文原文の全文画像（矢印は本稿で付記）

マッカーサーが国語改革などに言及した一文が図 1 の矢印部分である。その英文テキストと和訳を以下に示す。

| |
|---|
| Some of the recommendations regarding education principles and language reform are so far reaching that they can only serve as a guide for long range study and future planning.<br>教育原理と国語改革に関する勧告の中には、あまりにも遠大であるため、長期的な研究や将来計画立案のための指針として役立つにすぎないものもある。 |

上記の和訳は、先述の村井実（1979）、茅島篤（2006、2009）、佐藤寧（2014）による指摘と一致することが確認・検証できた。

なお、報告書の英文原文は、上記の米国政府印刷局による刊行物だけでなく、米国内の複数の出版社からも公刊されている。また国内でも、『米国教育使節団報告書 原典対訳』（教科教育百年史編集委員会編 1985：156-157）に英文原文が掲載されている。

この声明が、先に示した憲法改正時や人間宣言発表時に見られる「満足している」「歓迎する」といった積極的評価とは、やや異なる性格を帯びている点は注目されよう。すなわち、一部の教育原理や国語改革については、直ちに実施すべき政策としてではなく、将来的な研究や計画立案のための指針として位置づけられているのである。

## 5. 「マッカーサー声明」の解釈

1946 年 4 月 7 日に発表された「教育使節団報告書」は、新聞記者と CIE 新聞課との間で定期的に開催されていた新聞懇談会においても取り上げられた。新聞懇談会とは、CIE が民主化を育成する重要なインフラとみなした新聞に対し、間接的な指導・統制を行うために設けた協議・連絡の場である。占領開始当初、CIE の意向に沿った報道が十分に行われないことへの不満と、新聞側が CIE の意図を把握しきれないことへの不安を背景として、新聞側の強い要望により、ほぼ毎日のように開催されていた。

もっとも、日本側の自主性を尊重するという建前から、CIE は都合の悪い事項については「ノー・コメント」を貫くなど、直接的な指示を避けていた。しかし、懇談会では新聞側に積極的な質疑応答が求められ､その応答を通じて CIE の意向を推し量り､それを紙面に反映させるという、いわば「内面指導」の機能を有していたのである（賀茂道子 2017：115）。

1946 年 4 月 8 日に開催された新聞懇談会には、当時 CIE 教育課長であったドナルド・ニュージェントが出席し、前日に公表された教育使節団報告書について説明を行った。この場で、新聞記者から「報告書の内容はマッカーサーの判断によって変更される可能性があるのか」との質問がなされたのに対し、ニュージェントは「マッカーサー声明からも明らかなように、彼は提出されたままの報告書の内容を少なくとも大筋では承認している（ “in general at least approve” ）」と回答している（Press Conference CIE(A) 01721-01724）。

この発言は、日本側にとって極めて強い意味を持ったと考えられる。すなわち、CIE 教育課長という立場にある人物が、「マッカーサー声明」を根拠として、「少なくとも大筋では」という一定の留保を付しつつも報告書の内容を承認していると明言したからである。

その後、日本側からの、国語ローマ字化に関する繰り返しの問い合わせに対しても、CIE は明確な回答を避け、曖昧な態度を維持した（賀茂道子 2024：161-162）。このように、マッカーサーによる承認が示唆された一方で、CIE がローマ字化の可能性を明確に否定しなかったことは、日本側に対し、国語のローマ字化が既定路線であるとの認識を生じさせる一因となった可能性がある。

## 6. 「マッカーサー声明」の非浸透

「マッカーサー声明」は通常、「プレス・リリース」としてメディアに配布され、各新聞は必要に応じてその内容を報道する。しかしながら、教育使節団報告書に関する「マッカーサー声明」については、その報道はきわめて限定的であった。

1946 年 4 月 7 日、新聞各紙は教育使節団の勧告内容を一斉に報じたが、同時に公表された「マッカーサー声明」の詳細はほとんど取り上げられなかった。全国紙の中で声明に言及したのは毎日新聞のみであり、その内容も要約にとどまり、国語のローマ字化に関する部分は紹介されていない。

当時は戦後初の総選挙を控え、報道すべき事項が多く、紙面構成上の制約が存在していたことも、このような扱いの一因であったと考えられる。また、教育使節団勧告は、「人間宣言」や憲法改正問題のような政治的対立を伴うテーマではなかったため、声明自体が大きな注目を集めなかった可能性も指摘できる。このような限定的な報道状況がどの程度影響したかを断定することは困難であるが、その後においても、「マッカーサー声明」が広く参照される機会は極めて限られていた。

実際、刊行された教育使節団報告書の日本語版としては、前述の『アメリカ教育使節団報告書』（村井実訳・解説 1979、講談社学術文庫 253）や、『米国教育使節団報告書 マックアーサー司令部公表 全訳決定版』（1946 年 9 月、国際特信社）などがあるが、いずれも米国国務省版英文原本の冒頭に付された「マッカーサー声明」を収録していない。

これに対し、同声明が掲載されているのは、『新教育基本資料とその解説』（森戸辰男ら編 1949：400-401）や、先にも紹介した『米国教育使節団報告書 原典対訳』（教科教育百年史編集委員会編 1985：156-157）といった、主として専門家向けの資料に限られている。すなわち、一般に書店や図書館で入手・閲覧が容易な報告書の多くは、「マッカーサー声明」を欠いた形で流通していたのである。

この事実は、日本の読者に少なからぬ影響を与えた可能性がある。とりわけ、第 2 章「国語の改革」において提示されたローマ字化の提案について、マッカーサー自身がどのような姿勢をとっていたのかを、読者が直接確認する機会が失われていたためである。

以上を踏まえると、教育使節団報告書と同時に公表された「マッカーサー声明」は、当時広く認知されていたとは言い難く、その後においても参照される機会は限定的であったといえる。

実際、「GHQ が漢字廃止およびローマ字化を推進しようとした」とする見解は、金田一春彦（1988：1-4）の記述にも見られるように、日本社会において長年広く受け入れられてきた。

しかしながら、仮に国語改革に関与した知識人が、強い政治的シグナルとして機能し得た「マッカーサー声明」に接する機会を有していたならば、その文言が従来声明の「歓迎」や「支持」といった積極的な評価とは明らかに異なる点に、注目した可能性はある。

以上のような状況を考えれば、金田一春彦（1988：1-4）の記述は、意図的な誤情報の流布というよりも、当時の情報環境および史料アクセスの制約の中で形成されうる自然な理解の一例として位置づけるべきであろう。

## 7. 「日本人の読み書き能力」1948 年調査の位置づけ

この問題をさらに検討するためには、GHQ/CIE の提案により 1948 年に実施された「日本人の読み書き能力」調査の位置づけを、教育使節団報告書との関係において再検討する必要がある。この科学的調査研究の報告書は『日本人の読み書き能力』（読み書き能力調査委員会 1951）という学術書として出版された。その報告書に記されたデータ分析の方法論や結果については、横山詔一・相澤正夫・久野雅樹・高田智和・前田忠彦（2022）などの研究がある。

賀茂道子（2024：164）は、この「日本人の読み書き能力」調査について、次のような重要な指摘を行っている。「日本人の読み書き能力」調査は、調査終了後の 1948 年 10 月の GHQ/CIE 週報において「世論調査」項目として報告された。さらに、1949 年 1 月以降は、教育課から新設の「世論・社会調査課」へ移管された。調査報告書も同課の管轄下で扱われた

これらの事実は、当該調査が言語政策の直接的基盤としてではなく、むしろランダムサンプリングに基づく社会調査のモデルケースとして位置づけられていた可能性を示唆している。

以上を踏まえると、1948 年の「日本人の読み書き能力」調査は、政策決定に直結する実務的調査というよりも、長期的な知見の蓄積を目的とした「科学的研究」の一環として実施されたと解釈することが妥当であろう。GHQ が自らを研究機関として位置づけていなかった以上、その成果を英文の公式報告書として公表する必要性は必ずしも高くなく、日本語版のみが学術書として刊行されたことも、この文脈において理解可能である。

今後は、本調査に対する日本側および GHQ 側双方の認識の差異を含め、国語ローマ字化との関係性についてさらに精査する必要がある。

## 8. まとめにかえて

先行研究が指摘するように、CIE は 1946 年 5 月の段階でローマ字化は断念し、日本人に任せる方針をとっていた。にもかかわらず、その後、金田一春彦（1988：1-4）をはじめとする多くの識者らによって「CIE は日本語ローマ字化を推進しようとしていた」との言説が広く流布された背景として、CIE のあいまいな姿勢とともに、「マッカーサー声明」が浸透せず、日本側が CIE の意図を読み損ねたことが関係している可能性を指摘した。

「マッカーサー声明」は、SCAPIN のような法的拘束力を伴う命令とは異なり、その政策効果を直接的に測定することが困難な文書である。そのため、従来の占領史研究においては、必ずしも中心的な分析対象とはされてこなかった。

しかしながら、本研究で検討したように、同声明は占領当局の公式的立場を対外的に示す政治的・象徴的文書として機能しており、その公表形式および流通状況は、日本側における政策理解の形成過程と無関係ではなかったと考えられる。

とりわけ重要なのは、声明の内容そのものではなく、それが十分に共有されなかったという事実である。この「非浸透」という状況こそが、「GHQ が国語ローマ字化を積極的に推進した」とする通念の形成に一定の影響を及ぼした可能性がある。

本研究は、従来の制度史的・法的分析のみでは捉えきれなかった、声明の言説的・象徴的機能に着目し、その直接的影響ではなく、むしろ受容過程における歪みや情報伝達の偏在がもたらした間接的影響を分析対象とした点に特徴を有する。

このような視点は、占領期言語政策を単なる政策決定の問題としてではなく、言説の生成・流通・受容の過程として捉え直すものであり、占領史研究における一つの補助線を提示するものである。今後は、一次史料に基づく実証的分析と、受容史・言説史的アプローチとを接合することで、より立体的な理解が求められよう。

**引用文献**（著者名アルファベット順）


Department of States, Publication 2579, Far Eastern series 11(1946) "*Report of the United States Education Mission to Japan: Submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers, Tokyo, March 30, 1946.*" United States Government Printing Office, Washington. https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=pur1.32754081234191&view=1up&seq=5

賀茂道子（2024）「日本民主化における言語改革の背景と意義」『国立国語研究所論集』26, 151-169. https://doi.org/10.15084/0002000159

賀茂道子（2017）「占領初期における新聞懇談会の意義ー戦争犯罪人報道に着目して」『人間環境学研究』 15(2), 109-120. https://doi.org/10.4189/shes.15.109

茅島篤（2006）「第 4 章. 第 4 節. ローマ字問題と読み書き能力調査」『国語施策百年史』、文化庁編、345-369. https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/hakusho_nenjihokokusho/archive/pdf/93728801_04.pdf

茅島篤（2009）『国字ローマ字化の研究―占領下日本の国内的・国際的要因の解明 （改訂版）』風間書房

金田一春彦（1988）『日本語 新版（下）』（岩波新書, 新赤版 2-3）、岩波書店、1－4.

教科教育百年史編集委員会編（1985）『米国教育使節団報告書 : 原典対訳』、建帛社、156-157 https://dl.ndl.go.jp/pid/12116003/1/84

森戸辰男等（1949）『新教育基本資料とその解説』、学芸教育社、400-401 https://dl.ndl.go.jp/pid/1159397/1/206?keyword=%E6%96%87%E9%83%A8%E6%99%82%E5%A0%B1%E3%80%80%E3%83%9E%E3%83%83%E3%82%AB%E3%83%BC%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%80%80%E5%9B%BD%E8%AA%9E%E3%81%AE%E6%94%B9%E9%9D%A9

村井実全訳解説（1979）『アメリカ教育使節団報告書』、講談社学術文庫、253、150－151.
大石初太郎・野村雅昭（2018）「国語問題」〈民主化と国語改革〉『日本語学大辞典』、397.
大桃伸一（2005）「米国教育使節団と教育内容・方法改革」『県立新潟女子短期大学研究紀要』42、21-31. https://unii.repo.nii.ac.jp/records/407
佐藤寧（2014）「終戦直後に実施された世論調査の再検証」日本世論調査協会報『よろん』114、26-37. https://doi.org/10.18969/yoron.114.0_26
土持ゲーリー法一（1989）「占領下の教育改革 : 第一次米国対日教育使節団報告書と高等教育改革」『大学論集』広島大学、18、163-182. https://rihe-publications.hiroshima-u.ac.jp/search/attachfile/49075.pdf
横山詔一・相澤正夫・久野雅樹・高田智和・前田忠彦（2022）「『日本人の読み書き能力』（1951）における非識字率の再検討 ― テストとしての問題点を中心に ―」『基礎教育保障学研究』6, 11-28. https://doi.org/10.32281/jasbel.6.0_11
読み書き能力調査委員会編（1951）『日本人の読み書き能力』、東京大学出版部、国立国語研究所「日本語史研究資料」にて画像公開、https://dglb01.ninjal.ac.jp/ninjaldl/bunken.php?title=yomikaki
『連合国軍最高司令官に提出されたる米国教育使節団報告』（1946 年 3 月 30 日、国立公文書館所蔵）https://www.digital.archives.go.jp/file/1764170.html
『米国教育使節団報告書 : マックアーサー司令部公表 全訳決定版』（1946 年 9 月、国際特信社刊）https://dl.ndl.go.jp/pid/1272931/1/20

# MacArthur’s Statement on Japanese Language Reform

YOKOYAMA Shoichi[a] KAMO Michiko[b]

[a]National Institute for Japanese Language and Linguistics

[b]Nagoya University

**Abstract**

During the Allied Occupation of Japan from 1945 to 1952, the nation's language policy (known as *kokugo seisaku*) underwent a major turning point. Notably, Chapter 2 of the *Report of the United States Education Mission to Japan*, submitted to General MacArthur in March 1946, titled “Reform of the National Language,” outlined groundbreaking recommendations for that time, including promoting the abolition of Kanji and the romanization of the Japanese language. Against this backdrop, a widely circulated view emerged—that GHQ and MacArthur actively sought to promote the abolition of kanji and the romanization of the Japanese language. This view has been supported by some scholars in the field of Japanese linguistics.

This paper aims to demonstrate, based on sources and prior research, that such commonly held beliefs lack sufficient evidentiary support. Specifically, in order to clarify what MacArthur’s official stance on language policy actually was, this study presents an image of a document from the U.S. Department of State that records his official statement at the time. This document will serve as an important clue for reexamining the intent behind Occupation-era policies based on historical evidence.

**Keywords:** GHQ, MacArthur, Report of the U.S. Education Mission, National Language Reform, Abolition of Kanji, Romanization of the Japanese Language

**改版履歴**

第 2 版（2025 年 8 月 14 日改稿）

文献を追加するとともに、文章表現や論文タイトルの一部を修正した。さらに、「報告書の各章に含まれる小見出しの数について」という節を加筆した。I added references and revised parts of the wording and the paper’s title. In addition, I included a new section titled “On the Number of Subheadings in Each Chapter of the Report.”

第 3 版（2025 年 8 月 20 日改稿）

要旨の一部表現を修正するとともに、新たにキーワードを追加し、引用文献を補った。さらに本文においては、GHQ 文書の存在とその重要性を強調し、一次史料に基づく検証の必要性を加筆

した。I revised part of the wording in the abstract, added new keywords, and supplemented the list of references. Furthermore, in the main text, I emphasized the existence and significance of GHQ documents and added a discussion on the necessity of verification based on primary sources.

第 4 版（2025 年 8 月 22 日改稿）

「8. まとめ」を「8. 考察」に変更し、考察を加筆した。I changed “8. Conclusion” to “8. Discussion” and added further discussion.

第 5 版（2025 年 9 月 1 日改稿）

文献を追加するとともに、本文の一部を修正、加筆した。I added references and revised as well as expanded parts of the main text.

第 6 版（2026 年 5 月 21 日改稿）

著者に政治学研究者の賀茂道子が加わり、政治学の観点から原稿の表現や内容を精査した。その結果を踏まえて、原稿を全体的に大幅に改稿した。Political scientist Michiko Kamo joined the project as a co-author, and the manuscript was thoroughly examined from a political science perspective with regard to its overall expression and content. On the basis of this examination, the manuscript underwent extensive revisions throughout.

# 付録

## 研究倫理チェックリスト

Q1. 研究を行うにあたり，所属または関連機関の倫理委員会の承認を得ましたか。
A1. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため，本項目に該当しない。

Q2. 実験や調査に先立ち研究参加者からインフォームド・コンセントを得ましたか。
A2. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため，本項目に該当しない。

Q3. やむをえずインフォームド・コンセントが得られない場合は，代替となる手段をとりましたか。（親や責任者による承諾を得るなど）
A3. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため，本項目に該当しない。

Q4. 実験や調査においては，研究参加者や動物に負荷やリスクはありませんでしたか。
A4. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため，本項目に該当しない。

Q5. 実験や調査にデセプションがありましたか。
A5. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため，本項目に該当しない。

Q6. 動物実験においては，必要最小限の個体数で実験しましたか。
A6. 本研究は「動物を対象とした研究」ではないため，本項目に該当しない。

Q7. プライバシーは保障されていますか。
A7. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため，本項目に該当しない。

Q8. 論文は著者自身によるオリジナルの論文ですか。
A8. 本論文は，著者自身によるオリジナルの論文である。

Q9-1. 著者が連名である場合，連名者全員から投稿の承諾を得ていますか。
A9-1. 連名者全員（以下、共著者）より投稿の承諾を得ており，合意文書を作成している。

Q9-2. 著者名の順序は貢献度を適切に反映していますか。
A9-2. 貢献度をふまえて著者名の順序を決定している。

Q10-1. 他者が作成した材料やプログラムを用いたり，図表や本文を引用したりした場合，その出典は示されていますか。

A10-1. 先行研究からの引用については参考文献に記載している。図の引用については、CC BY ライセンスのものか、著作権で保護されていないものに限っている。

Q10-2. 原著者からの承諾を得ていますか。

A10-2. 図の引用については、CC BY ライセンスのものか、著作権で保護されていないものに限っている。

Q11. 不適切，あるいは差別的な用語や表現がないかチェックしましたか。

A11. 共著者間および、校閲者の読み合わせのプロセスを経て，不適切，また，差別的な用語や表現がないことを確認している。

Q12. 企業などと共同研究を実施，あるいは企業などからの助成を受けましたか。（利益相反（COI: Conflict of Interest）について，研究の公正性，信頼性を確保するためには，利害関係が想定される企業などとのかかわりについて，適切に対応する必要があります。）

A12. 利益相反はない。利益相反の定義については、東北大学のものを参照した。
https://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/model/manual.pdf

Q13. 共著者との共同研究である場合，各著者はその公表の仕方についても相互に十分な説明のもとで同意をしていますか。（クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示については，全ての著者がその具体的に意味するところを十分に承知している必要があります。）

A13. 著者全員が議論を行い，十分な理解を醸成した上で，クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを「CC BY」とすることについて全員から承諾を得た。その旨を合意文書に残すとともに，論文本体にも明記している。

Q14. 生成系 AI によるサポートを受けましたか。

A14. 本研究の実施にあたり，生成系 AI は使用していない。

以上

**（同意文書）**

Jxiv 投稿にあたっての同意について

横山詔一 様

私は次に示す論文の共著者として，Jxiv への投稿，及びクリエイティブ・コモンズ・ライセンスに関する意思表明について十分に理解したうえで，下記の 3 点すべてに同意します。

論文表題：漢字廃止に対する GHQ 最高司令官マッカーサーの公式声明
共著者名：横山詔一・賀茂道子

記

1. Jxiv に上記の共著者順により投稿すること
2. 投稿論文のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスに関する意思表明を「CC BY」とすること
3. その後に学術雑誌等に投稿する場合も，クリエイティブ・コモンズ・ライセンスに関する意思表明を「CC BY」とすること

2026 年 5 月 14 日
賀茂道子